

都道府県コード		440001		法人 事業 税 領収証書 (公)	
都道府県		特別法人事業税		口 座 番 号	
大 分		01950-4-960003		番 号 加入者	
都道府県		大分県		大分県税事務所	
所在地及び法人名		電話番号			
様					
年度	※ 処 理 事 項				管理番号
	収入	税目	県税	申区	申告処理年月日
	20	81	04		
事業年度又は連結事業年度			申 告 区 分		
年 月 日 から			年 月 日 まで		
法 人 税	法人税割額	01	百	十	億
均 等 割 額	02				
延 滞 金	03				
計	04				
法 人 事 業 税	所得割額	05			
付加価値割額	06				
資 本 割 額	07				
収 入 割 額	08				
特別法人事業税額	09				
計 (05~09)	10				
延 滞 金	11				
過少申告加算金	12				
不申告加算金	13				
重 加 算 金	14				
計 (10~14)	15				
合 計 額	16				
納期限	令和 年 月 日				領 収 日 付 印
課 税 事 務 所	大分 県税事務所				
上記のとおり領収しました。(納税者保管)					
<small>           ◎納付場所            大分銀行、県収納代理金融機関、九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県を除く)、県税事務所            ◎延滞金の納付            納期限後に納付する場合は、法律の規定により計算した金額に相当する延滞金額を、税額に加算して納付してください。            また、納期限前であっても、会計監査を受けること等の理由により納期限が延長されている場合は、延長前の納期限から実際の納期限までの期間に応じて、法律の規定により計算した延滞金額が発生しますので、当該金額を税額に加算して納付してください。         </small>					

都道府県コード		440001		法人 事業 税 納付書 (公)	
都道府県		特別法人事業税		口 座 番 号	
大 分		01950-4-960003		番 号 加入者	
都道府県		大分県		大分県税事務所	
所在地及び法人名		電話番号			
様					
年度	※ 処 理 事 項				管理番号
	収入	税目	県税	申区	申告処理年月日
	20	81	04		
事業年度又は連結事業年度			申 告 区 分		
年 月 日 から			年 月 日 まで		
法 人 税	法人税割額	01	百	十	億
均 等 割 額	02				
延 滞 金	03				
計	04				
法 人 事 業 税	所得割額	05			
付加価値割額	06				
資 本 割 額	07				
収 入 割 額	08				
特別法人事業税額	09				
計 (05~09)	10				
延 滞 金	11				
過少申告加算金	12				
不申告加算金	13				
重 加 算 金	14				
計 (10~14)	15				
合 計 額	16				
納期限	令和 年 月 日				領 収 日 付 印
課 税 事 務 所	大分 県税事務所				
日 計	口 円				
上記のとおり納付します (金融機関 又は郵便局保管)					

都道府県コード		440001		法人 事業 税 領収済通知書 (公)	
都道府県		特別法人事業税		口 座 番 号	
大 分		01950-4-960003		番 号 加入者	
都道府県		大分県		大分県税事務所	
所在地及び法人名		電話番号			
様					
年度	※ 処 理 事 項				管理番号
	収入	税目	県税	申区	申告処理年月日
	20	81	04		
事業年度又は連結事業年度			申 告 区 分		
年 月 日 から			年 月 日 まで		
法 人 税	法人税割額	01	百	十	億
均 等 割 額	02				
延 滞 金	03				
計	04				
法 人 事 業 税	所得割額	05			
付加価値割額	06				
資 本 割 額	07				
収 入 割 額	08				
特別法人事業税額	09				
計 (05~09)	10				
延 滞 金	11				
過少申告加算金	12				
不申告加算金	13				
重 加 算 金	14				
計 (10~14)	15				
合 計 額	16				
納期限	令和 年 月 日				領 収 日 付 印
課 税 事 務 所	大分 県税事務所				
指定金融機関名	大 分 銀 行 県 庁 内 支 店 扱				
(取りまとめ店)					
取りまとめ局	〒812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター				
上記のとおり通知します。(都道府県保管)					

◎納付場所  
大分銀行、県収納代理金融機関、九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県を除く)、県税事務所

[→納付場所の一覧はこちら](#)

◎延滞金の納付  
納期限後に納付する場合は、法律の規定により計算した金額に相当する延滞金額を、税額に加算して納付してください。  
また、納期限前であっても、会計監査を受けること等の理由により納期限が延長されている場合は、延長前の納期限から実際の納期限までの期間に応じて、法律の規定により計算した延滞金額が発生しますので、当該金額を税額に加算して納付してください。

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、標準税率に5% (森林環境税) を加算してください。

[→森林環境税に関するHPはこちら](#)

必ず納付点線に沿って納付場部分を

